

Weekly Report

第485日号

平成30年12月17日

鈴木恒夫税理士事務所

株式会社鈴木経営センター

TEL 029-275-4333

FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp

<http://www.szk-accounting.jp/>

平成31年度税制改正大綱（主な個人関連）

来年度の与党税制改正大綱が決定しました。

◎住宅ローン控除の拡充……消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を13年間（現行10年間）に拡充します（11年目以降の3年間での控除額は住宅取得対価等の消費税2%分が上限）。31年（2019年）10月から32年（2020年）までに入居した場合に適用。

◎教育資金等の贈与に係る非課税措置の見直し……教育資金贈与及び結婚・子育て資金贈与に係る贈与税の非課税措置について、適用期限を2年間延長した上で、贈与する前年の受贈者の合計所得が1千万円を超える場合は適用できなくなります（31年4月以後に適用）。また、教育資金の範囲について、23歳以上の受贈者に対する塾や習い事などは除外となります（31年7月以後に適用）。

◎空き家に係る譲渡所得の3千万円特別控除の拡充……相続した一定の空き家を譲渡した場合の3千万円特別控除について、適用期限を4年間延長した上で、被相続人が老人ホーム等に入

居していた場合も適用対象に追加します。31年4月以後に行う譲渡について適用。

◎ふるさと納税の見直し……基準（返礼割合が3割以下、地場産地）を満たさない返礼品を送付する自治体への寄附について、ふるさと納税の対象外とします。31年6月以後に適用。

◎未婚ひとり親に対する住民税の非課税措置……児童扶養手当の受給者のうち、婚姻（事実婚を含む）をしていない方で前年の合計所得金額が135万円（年収204万円）以下の場合は住民税を非課税とします。33年度（2021年度）以後に適用。

住宅ローン控除等で1万4千人に適用誤り

国税庁は、会計検査院の指摘により住宅ローン控除等に関する申告書を見直した結果、次の①～③のケースで最大1万4500人（25～28年分）の申告誤りが判明し、是正を呼び掛けています。

①住宅ローン控除額の計算上、家屋の取得価額等から住宅取得資金の贈与の特例（非課税措置など）を適用した金額を控除していない。②入居した年及びその前後2年に、居住用財産の譲渡所得の課税の特例（軽減税率特例、3千万円特別控除、買換え特例など）を適用していたにもかかわらず、住宅ローン控除の適用を受けていた。③住宅取得資金贈与の非課税措置を適用した年分の合計所得額が2千万円を超えていた。

来年から改定される地震保険料

来年1月から地震保険料が改定され、全国平均で約3.8%の引上げとなります。

保険料は都道府県や建物の構造によって異なりますが、改定率の大きい地域をみると、イ構造（主にコンクリート・鉄骨造の建物）、ロ構造（主に木造の建物）ともに、福島、茨城、徳島、高知、埼玉では14%以上の引上げとなる一方、愛知、三重、和歌山は14%以上の引下げとなります。

また、長期契約の割引率（長期係数）も改定され、保険期間3～5年の割引率が縮小します。